

南魚沼市難聴者補聴器購入費助成事業 助成金交付までの流れ（補聴器販売事業者様用）

介護保険課 包括支援班

○助成金請求までの流れ

【1】申請者から、「医師が作成した補聴器購入意見書（様式第2号）」の提出を受け、当該意見書に基づき、適正な補聴器を選定の上、「見積書（任意様式）」を作成し申請者に発行してください。
※当該意見書は申請者にお返しく下さい。

【2】助成決定を受けた申請者から、「難聴者補聴器購入費助成決定通知書（様式第3号）」、及び「請求及び受領委任状欄が記入された難聴者補聴器購入費助成請求書（様式第5号）」の提出を受けてください。
※当該助成決定通知書は、写しを取って原本を申請者にお返しく下さい。
（写しは市に対する助成金請求の際に使用します。）

【3】補聴器販売額（見積額）から、当該助成決定通知書に記載の助成額を差し引いた額で申請者へ補聴器を販売してください。

【4】申請者から提出を受けた当該助成請求書に、以下の事項を記入し、当該助成決定通知書の写しを添付のうえ、介護保険課包括支援班に提出し、助成金を請求します。

・記入事項

①請求年月日

②住所

③事業者名

④代表者名 ※代表者印（請求印）を押印ください。

⑤電話番号

⑥請求金額 ※助成決定通知書（様式第3号）に記載された助成額

⑦販売年月日

⑧振込先

・助成金の請求は、補聴器の販売から30日以内、または3月31日のいずれか早い日までに行ってください。

【5】市から助成金の交付を受ける。

※当該助成請求書を市にご提出いただいてから指定口座への助成金のお振込みまでは2週間程度かかります。